

1 三浦市の人口のこれまでの推移と将来推計

(1) これまでの推移

三浦市は、1994（平成6）年1月1日の54,350人をピークに人口が徐々に減少していますが、高齢者人口は増加を続け、高齢化率が上昇しています。2017（平成29）年1月1日現在における高齢者人口は16,449人、高齢化率は37.0%で、神奈川県24.5%や全国の27.4%を大きく上回っており、約3人に1人が高齢者という状況です。

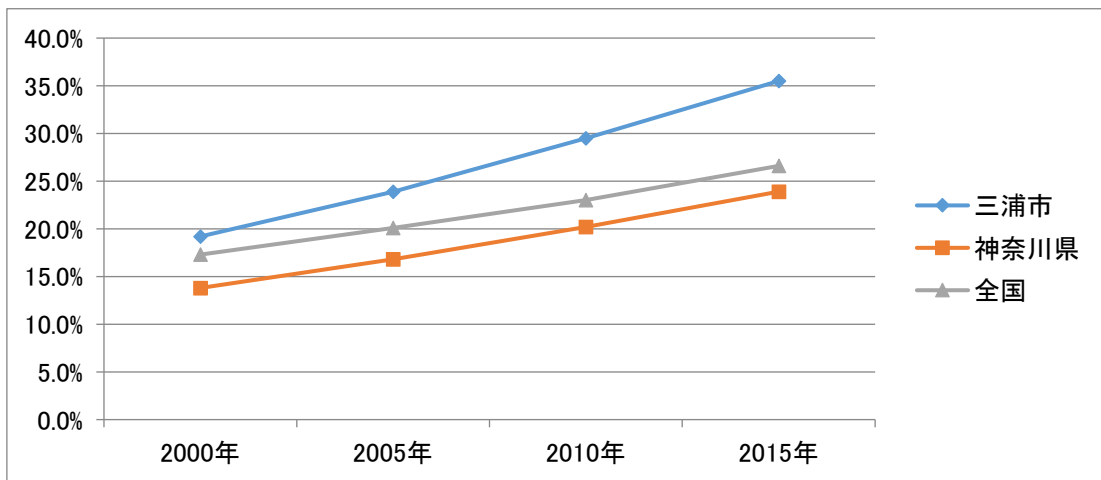
【人口の推移の比較】

三浦市	2000年	2005年	2010年	2015年
人口（人）※1	52,253	49,861	48,352	45,289
高齢者人口（人）	10,030	11,903	14,238	16,081
高齢化率（%）※2	19.2	23.9	29.5	35.5
神奈川県	2000年	2005年	2010年	2015年
人口（人）※1	8,489,974	8,791,597	9,048,331	9,126,214
高齢者人口（人）	1,169,528	1,480,262	1,819,503	2,158,157
高齢化率（%）※2	13.8	16.8	20.2	23.9
全国	2000年	2005年	2010年	2015年
人口（千人）※1	126,926	127,768	128,057	127,095
高齢者人口（千人）	22,005	25,672	29,246	33,465
高齢化率（%）※2	17.3	20.1	23.0	26.6

※ 各年国勢調査の結果です。

※1 年齢不詳の人口を含みます。

※2 2005年の国勢調査までは分母に年齢不詳の人口を含んでいましたが、2010年以降は人口から年齢不詳の数を引いて計算しています。



(2) 将来推計

本市の将来人口については、「平成 27 年国勢調査」が公表されたことを受けて厚生労働省が作成した将来人口の推計を参考とし、2017（平成 29）年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計しました。

今後も高齢者人口は増加し、2020（平成 32）年をピークに、緩やかに減少していく見込みです。2020（平成 32）年には16,932人で高齢化率は39.3%に、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成 37）年には16,388人で高齢化率は40.7%という推計をし、約2.5人に1人が高齢者になると見込んでいます。

【人口の推移】

区 分	2015 年	2016 年	2017 年
人口（人）	46,024	45,382	44,614
40～64 歳人口（人）	15,547	15,107	14,731
高齢者人口（人）	15,892	16,213	16,416
前期高齢者（65～74 歳）	8,253	8,320	8,226
後期高齢者（75 歳以上）	7,639	7,893	8,190
高齢化率（%）	34.5	35.7	36.8

※ 住民基本台帳（各年10月1日現在）

【人口の推計】

区 分	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
人口（人）	44,118	43,621	43,125	42,558
40～64 歳人口（人）	14,371	14,011	13,650	13,451
高齢者人口（人）	16,588	16,760	16,932	16,823
前期高齢者（65～74 歳）	8,178	8,130	8,082	7,720
後期高齢者（75 歳以上）	8,410	8,630	8,850	9,103
高齢化率（%）	37.6	38.4	39.3	39.5

区 分	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
人口（人）	41,991	41,425	40,858	40,292
40～64 歳人口（人）	13,252	13,052	12,853	12,653
高齢者人口（人）	16,715	16,606	16,497	16,388
前期高齢者（65～74 歳）	7,359	6,997	6,635	6,273
後期高齢者（75 歳以上）	9,356	9,609	9,862	10,115
高齢化率（%）	39.8	40.1	40.4	40.7

※ 各年10月1日現在推計値

(3) これまでの世帯構造

本市では半数以上の世帯が高齢者のいる世帯となっています。高齢者のいる世帯率でも神奈川県や全国の数値を大きく上回っており、今後も上昇が見込まれているため、高齢化の急速な進展や単身世帯の増加による高齢者の社会的孤立が懸念されます。

【世帯の推移の比較】

三浦市	2000年	2005年	2010年	2015年
世帯数（世帯）	17,267	17,523	17,884	17,567
1世帯あたり人員（人）	3.0	2.8	2.7	2.6
高齢者のいる世帯（世帯）	6,762	7,860	9,018	10,104
単身世帯（世帯）	1,074	1,514	2,034	2,560
（%）	15.9	19.3	22.6	25.3
夫婦世帯（世帯）	1,526	1,983	2,433	2,793
（%）	22.6	25.2	27.0	27.6
同居世帯（世帯）	4,162	4,363	4,551	4,751
（%）	61.5	55.5	50.5	47.0
高齢者のいる世帯（%）	39.2	44.9	50.4	57.5

神奈川県	2000年	2005年	2010年	2015年
世帯数（世帯）	3,341,233	3,591,866	3,844,525	3,979,278
1世帯あたり人員（人）	2.5	2.4	2.4	2.3
高齢者のいる世帯（世帯）	820,795	1,007,366	1,209,217	1,410,766
単身世帯（世帯）	167,100	226,119	308,463	398,979
（%）	20.4	22.5	25.5	28.3
夫婦世帯（世帯）	225,912	295,267	363,535	427,748
（%）	27.5	29.3	30.1	30.3
同居世帯（世帯）	427,783	485,980	537,219	584,039
（%）	52.1	48.2	44.4	41.4
高齢者のいる世帯（%）	24.6	28.0	31.5	35.5

全国	2000年	2005年	2010年	2015年
世帯数（世帯）	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,448,685
1世帯あたり人員（人）	2.7	2.6	2.5	2.4
高齢者のいる世帯（世帯）	15,044,608	17,204,473	19,337,687	21,713,308
単独世帯（世帯）	3,032,140	3,864,778	4,790,768	5,927,686
（％）	20.2	22.5	24.8	27.3
夫婦世帯（世帯）	3,971,633	4,487,042	5,250,952	6,079,126
（％）	26.4	26.1	27.2	28.0
同居世帯（世帯）	8,040,835	8,852,653	9,295,967	9,706,496
（％）	53.4	51.5	48.1	44.7
高齢者のいる世帯（％）	32.0	34.7	37.2	40.6

※ 各年国勢調査の結果です。

※ 割合に関しては四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合があります。

三浦市は、これまでに示した高齢者の状況を踏まえ、2018年度から2020年度において、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づいて、以下の取組みを推進していきます。

(1) 屋外スペースと建物

○バリアフリーの街づくり

- ・高齢者や障害者等が快適に安全に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮して、道路や公園等の都市基盤施設を改善していくため、関係機関との調整等を進めていきます。

(2) 交通機関

○バリアフリーの街づくり

- ・道路や公共交通機関のバリアフリー化

(3) 住居

○住まいの安定的な確保

- ・生活支援サービスの充実を図る生活支援コーディネーターの活動を支援し、多職種、更に神奈川県とも連携を図りながら、個人の置かれた状態に応じた住まいが確保されるよう、相談対応及び情報提供等に努めます。

(4) 社会参加

○社会活動の支援

- ・シルバー人材センターでは、自主・自立・共働・共助の理念のもと、技能の向上と就労、会員の交流、健康づくり、活力ある地域づくりに寄与するための社会活動を実施しています。

今後も、高齢者等が技術や経験、知識を活かして働くことにより、健康で生きがいを持つことができるよう、センターの活動等に対して助成による支援を行います。

○社会交流の支援

- ・老人クラブ連合会の主催する文化行事やスポーツ大会等、各地区の単位老人クラブが行っている活動や会員相互の交流に対して、助成による活動支援を行います。
- ・市が運営する老人福祉保健センターは、気軽で身近な交流の場として、個人による自由な利用と、老人クラブ等のグループ予約による利用が選択できる施設です。高齢者等からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリ

エーション等の場を提供します。

(5) 尊厳と社会の構成員としての取り込み

○高齢者虐待への対応

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の適正かつ円滑な施行体制の一つとして、2008年3月に三浦市高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げており、引き続き、ネットワークの運営や情報共有、研修会等の開催を通じて、関係機関と一体となり、高齢者の尊厳の保持、安全安心の確保に努めます。

○地域福祉権利擁護事業の推進

- ・認知症等により十分な判断をすることが難しい高齢者は、適切なサービスの選択や利用が困難であるばかりではなく、虐待・財産詐欺等の被害に遭うことも予想され、このような事態が発生することを未然に防止し、また、発生した場合には速やかに対処するためには、権利擁護事業がその役割を担うものとして位置付けて事業を推進し、また、成年後見制度利用支援事業との連携を図り、高齢者が総合的なサービスを利用できるよう支援します。

(6) 市民参加と雇用

○住民活動の支援

- ・市内では、市民活動を支援する事業を各種実施しており、市民のみなさんの自発的・公益的な活動を支援しています。今後、ボランティア団体の登録活動を踏まえ、生活支援コーディネーターを通じた協力要請や連携、また、情報交換等を図れるような仕組みづくりを支援していきます。

(7) コミュニケーションと情報

○介護予防の普及啓発

- ・高齢者のみならず、地域住民が介護予防への関心を高めることができるよう、「健康づくり」と「介護予防」をテーマとした教室等の開催や、イベントでの「介護予防コーナー」の開設、介護予防に関するチラシの配布等により、普及啓発活動を行います。

○地域高齢者グループへの支援

- ・高齢者が気軽に集い楽しみながら健康づくりや介護予防に取り組むことのできる場の提供や、高齢者グループ等の住民主体による介護予防活動の取組を支援します。
- ・地域で暮らす高齢者の介護予防への取組を支援するボランティアを地域住民の中から募り、関係機関と連携しながら育成及びその後の活動支援を行います。

(8) 地域社会の支援と保健サービス

○つながり、支え合い、安心して生活ができる地域づくり

- 元気な高齢者がこれからも地域で自立した日常生活が送れるよう、介護予防や生きがい活動を支援し、何らかの支援が必要な状況になっても安心・安全な生活を送ることができるよう、孤立しない孤独にならない地域づくりを目指します。
- 65歳以上のひとり暮らしの方のうち希望する方に対し、緊急時の連絡先や既往歴等の登録申請の支援や、急病等の緊急時の対応方法について助言を行い、緊急時には安否確認や親族への連絡等、関係機関と協力しながら迅速かつ適切な支援を行います。

○地域包括支援センターの機能強化への取組

- 地域における住民1人1人の関係性が比較的深い本市において、地域包括支援センターと本市がスクラムを組むことで体制を強化し、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を推進します。
- 地域包括支援センターと本市の役割の明確化に向けて、国や神奈川県、先進都市の事例などを参照・検証します。

○地域ケア会議の充実

- 地域ケア会議を開催し、個別の事例を通じて多職種協働による自立支援・重度化防止等に資する視点からの支援を検討するとともに、それを支える社会基盤としての地域包括ケアシステム（高齢者を地域全体で支える仕組み）の充実を図ります。

○医療と介護の連携の推進

- 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し安心して生活を続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関の連携を推進します。

○地域での支え合い体制の構築

- 民間企業や地域ボランティア、社会福祉法人等様々な主体と連携・協働しながら、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の方たちが、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、必要となる多様な日常生活上の支援の充実を図ります。

○認知症施策の推進

- 医療機関や介護サービス等、関係機関の連携を図る支援や、認知症の方やそのご家族の相談業務を行うため、認知症地域支援推進員を設置しています。
- 認知症の早期診断・早期対応が必要な方に対し、速やかに適切な医療介護等が受けられる対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームを設置しています。

- ・認知症高齢者等が徘徊により行方不明となった際、関係機関と連携し早期発見・保護等を行うために、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の構築に努めます。
- ・認知症地域支援推進員が認知症キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）や地域住民、関係機関と協力し、認知症の方と家族を地域で支えるため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行います。

○介護保険サービスの充実

- ・ひとり暮らしや認知症の方等、様々な高齢者が要支援や要介護の状態になっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供します。

○サービス提供体制の充実

- ・サービス提供事業者及びケアマネジャーに対して、講習会等を開催し、個別の事例等を通じてより良いサービス提供のあり方等を研究するとともに、必要に応じて、サービス提供事業者説明会や情報交換会を開催します。
- ・地域包括ケアシステムを構築するためには人材不足の解消とともに、介護従事者等のスキルアップ等に取り組んでいくことが重要なため、保険者としての有効な対策について検討を進めます。

○災害時への備え・整備

- ・災害時は、在宅の方で避難する際に支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を関係機関に情報提供し、避難支援や安否確認を行う時等に活用していただきます。
- ・避難所運営においては、福祉避難所運営マニュアルを活用し、配慮する方への対応に努めていくとともに、現在、二次福祉避難所として協定を締結した市内3箇所の特別養護老人ホームや市内2箇所の有料老人ホームと津波避難ビルとしての使用に関する協定を締結しています。

○住民活動の支援

- ・本市では、市民活動を支援する事業を各種実施しており、市民のみなさんの自発的・公益的な活動を支援しています。